アンケートでいただいた質問に対する回答

No.	ご質問	回答
1	生産緑地指定をしても、何年後に宅地化することは可能か	生産緑地地区に指定した場合、30年間の営農義務が発生します。原則30年間は農地として管理いただかなければならず、自己理由で宅地化することはできません。 なお、生産緑地地区に指定されてから30年が経過した場合、または、主たる農業従事者が死亡した場合や心身の故障等により営農ができなくなってしまった場合、町に対し買取申出の手続きの上、制限が解除されると、宅地化することは可能です。
2	島本町として農地を今後どのように活用？運用など、どのように位置づけていかれるのでしょうか。	島本町では、農地を農作物をつくる場だけでなく、防災や緑地など、地域にとって大切な資源と考えています。 市街化区域では、生産緑地地区制度などを活用して農地の保全を進めます。市街化調整区域では、高浜・東大寺地区の地域計画に基づき、大阪府みどり公社の農地中間管理事業も活用しながら、新たに農業を始める方や農業法人などに農地をつなぐ取組を進めます。 また、ファミリー農園を通じて、住民の皆さまが農業に触れる機会づくりにも取り組みます。
3	市街化区域とは何を指しますか（市街化and調整）？	市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされております。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域で、原則として開発行為が禁止されています。 島本町における市街化区域、市街化調整区域は島本町のホームページで確認することができます。 https://www.town.shimamoto.lg.jp/uploaded/attachment/15526.pdf

アンケートでいただいた質問に対する回答

No.	ご質問	回答
4	（例）都市農地貸借法に基づく農地の貸付について詳しく教えて欲しい 上記例文の内容（農地法との違い）を知りたい	農地法による通常の賃貸借では、契約期間が終わっても、所定の手続をしない場合は契約が更新されたものとみなされる仕組みがあります。 一方、都市農地貸借法による貸借では、この法定更新が適用されないため、契約期間が満了すれば貸借は終了し、農地は所有者に返還されます。
5	市街化区域内農地をファミリー農園として貸し出し、生産緑地指定を受けることは可能か？	市民農園として利用している農地でも、一定の要件を満たせば、生産緑地地区に指定できます。 指定に当たっては、農園利用者との契約内容など、各種指定要件の確認が必要となりますので、具体的な指定の可否については、個別に判断する必要があります。